

(第四条の規定による組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置)第九条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第四条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法別表第一第四号、第八号又は第九号に掲げる罪(第四条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ又はロに掲げる罪を除く。)の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれららの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを持む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関する附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後につて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日後につて行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第四条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

罰法第二条第二項第一号イの改正規定中「別表第一  
一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「別  
表第一（第三号を除く。）」とするのは、「第四号若  
しくは第五号」を「若しくは第四号から第九号まで」  
とし、組織的犯罪処罰法別表第一第四号ニ中「ト」を  
「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号  
中トをルとし、ヘをヌとし、ホをヘとし、ヘの次にト  
チ及びリを加える改正規定中「別表第一第四号ニ中  
「ト」を「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改  
め、同号中トをルとし、」とあるのは「別表第一第四  
号ニ中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号ヘ中「ホ」を「リ  
」に改め、同号中」とし、組織的犯罪処罰法別表第一  
中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の  
号ニ中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号ヘ中「ホ」を「リ  
」に改め、同号中」とし、組織的犯罪処罰法別表第一  
中第六号を第十号とし、第五号を第六号とし、同号の  
次に三号を加える改正規定中「第六号を第十号とし、  
第五号」とあるのは「第五号」とする。

前項の場合において、旅券法及び組織的な犯罪の処  
罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す  
る法律第二条のうち、組織的犯罪処罰法第二条第二項  
第一号イの改正規定中「、第四号若しくは第五号」を  
「若しくは第四号から第六号まで」とあるのは「別表  
第一第一号、第二号若しくは第四号から第九号まで」  
を「別表第一（第三号を除く。）」とし、組織的犯罪  
処罰法別表第一第四号ニ中「ヘ」を「ト」に改め、同  
号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ヘをトとし、ホ  
の次にヘを加える改正規定中「別表第一第四号ニ中  
「ヘ」を「ト」に改め、同号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め